

東京湾沿岸海岸保全基本計画

[神奈川県区間]

平成 28 年 3 月

神 奈 川 県

まえがき

東京湾は、観音崎を挟んで南側を外湾部、北側を内湾部と呼んでいる。この内、神奈川県に接する沿岸は東京湾の南西側に位置し、外湾部は平磯地形やリアス式の岩石海岸と長い美しい砂浜海岸からなり、まだまだ豊かな自然が残っている。また、内湾部は川崎港、横浜港、横須賀港が並び、そのほとんどが港湾施設として利用され、我が国最大の生産拠点として中枢を形成している。

外湾の間口漁港は一本釣り及び磯根漁業、金田漁港は大・小型定置網漁業及び磯根漁業、三浦海岸は海水浴場として賑わい「琴音磯」の清水が湧き出る比較的広い砂浜があり、北下浦漁港は沿岸漁業が盛んに行なわれている。外湾から内湾へ続く横須賀港は、徳川幕府を起源として軍港の役割を果たし、その後自動車等の輸出入等の拠点及び房総半島とを結ぶフェリーによる旅客輸送拠点として発展してきた。横浜港は、日本の海の玄関口として安政6年の開港以来、我が国を代表する国際貿易港として重要な役割を果たしてきた。川崎港は、明治時代から京浜工業地帯を支える港湾として発展を遂げてきた。

このように神奈川県沿岸部は、豊かな自然ゾーンと物流ゾーン等の相反する形態を抱えているが、昨今の価値観の多様化、自然と触れ合い、自然を学ぼうとする欲求、自然環境に対する認識の高まり、活気のある拠点整備の取り組みなど、その存在価値はさらに高まっています。しかし、神奈川県沿岸の区域によっては、高潮による道路・住宅地への越波・浸水被害や北下浦漁港海岸等の砂浜の侵食、漂着ゴミ等の散乱等による影響、海岸における放置艇や海岸利用者の増加に伴う利用の輻輳など、様々な課題を抱えている。

このような状況を踏まえ、県では、平成12年4月に施行された改正海岸法を受けて国が策定した「海岸保全基本方針」に基づき、東京都界から三浦半島剣崎まで延長約280kmの神奈川県沿岸に係る東京湾沿岸について、「地域とともにあゆみ、人・自然・都市を育む、安全で、美しく、快適な海岸」をテーマとして平成16年8月に海岸保全基本計画を策定した。この基本計画は、「海岸の防護」に加え、「海岸環境の整備及び保全」並びに「海岸における公衆の海岸の適正な利用」の確保を図り、これらが調和した総合的な海岸の管理を実現していくための道しるべとなるものである。そして、美しく、豊かで、活気のある神奈川県沿岸を次世代に引継いでいくためには、行政、県民、企業、団体等が手を携えていくことが不可欠である。

そうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震における未曾有の津波災害により、今後の海岸防護や防災について新たな考え方が示されたこと、また、計画策定後10年が経過したため、時点修正を含め、平成27年3月に海岸保全基本計画の変更を行った。

今回、平成26年12月に改正された海岸法施行令において、海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めることが明確化され、国が平成27年2月に海岸保全基本方針を変更したことから、再度、計画を変更するものである。

なお、東京湾沿岸海岸保全基本計画は、東京湾沿岸の特性を踏まえ千葉県、東京都及び神奈川県の1都2県共同により策定するものである。従って、この東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）は、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」の神奈川県の資料である。



川崎港（夜光運河）



柴漁港と海の公園（人工海浜）



馬堀海岸（高潮対策護岸）



野比海岸（侵食対策の離岸堤）



三浦海岸（砂浜）



金田漁港（朝市）

目 次

まえがき	1
第1編 海岸保全基本計画の策定にあたって	
1.1 海岸保全基本計画の策定にあたって	1-1
1.2 海岸法改正の趣旨	1-2
1.3 国が策定した海岸保全基本方針の概要	1-3
1.4 海岸保全基本計画で定めるべき事項	1-5
1.5 東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）の策定にあたって	1-8
第2編 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	
2.1 海岸の概要	2-1
2.2 自然的特性	2-4
2.2.1 気象・海象	2-4
2.2.2 地形・地質	2-4
2.2.3 漂砂特性	2-5
2.2.4 河川	2-5
2.2.5 水質	2-6
2.2.6 生物相	2-7
2.3 社会的特性	2-8
2.3.1 人口	2-8
2.3.2 産業	2-8
2.3.3 漁業	2-8
2.3.4 土地利用	2-9
2.3.5 歴史・文化	2-9
2.3.6 レクリエーション利用	2-9
2.3.7 沿岸利用	2-10
2.4 海岸災害とその実態	2-11
2.4.1 既往災害とその実態	2-11
2.4.2 海岸事業の実態	2-12
2.5 関連する法規制・諸計画	2-13
2.5.1 関連する法規制	2-13
2.5.2 関連する諸計画	2-15
2.6 海岸への要請	2-17
第3編 海岸保全の方向性について	
3.1 海岸保全のための基本理念	3-1
3.2 海岸保全の方向性	3-2
第4編 海岸保全の目標と施策について	
4.1 海岸防護の目標	4-1
4.2 海岸の保全に関する施策	4-6
4.3 ゾーン毎の施策	4-11
第5編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	5-1
5.1 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項	5-1
5.1.1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域	5-1
5.1.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置	5-2
5.1.3 受益の地域	5-2
5.2 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	5-3
5.2.1 海岸保全施設の存する区域	5-3
5.2.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置	5-3
5.2.3 維持又は修繕の方法	5-3
5.2.4 受益の地域	5-3
第6編 用語集	6-1